

第1次新宮町男女共同参画基本計画

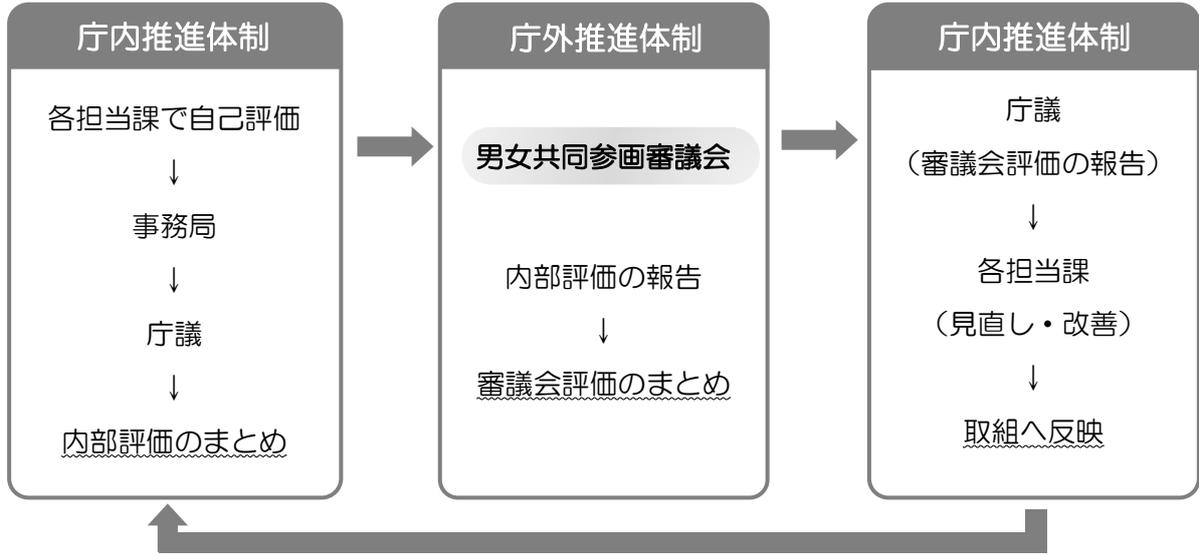
平成30年度 実施状況評価

内部評価

1. 進行管理の仕方

第1次新宮町男女共同参画基本計画は、平成26年度から30年度を計画期間とする、町政のあらゆる領域にわたる計画であり、全庁的な取り組みの推進を図るため、進行管理の必要性が求められます。

進行管理については、計画の実行性を確保するため、次に示す流れにより行います。



2. 計画の体系

「男女がともに輝き 支えあうまち 新宮」の実現をめざし、3つの基本目標を掲げ施策の展開を図ります。

基本目標	基本施策
基本目標1 男女共同参画の意識づくり	(1) 男女共同参画についての意識啓発
	(2) 男女の人権に関する教育・啓発
	(3) 男女共同参画を推進するための教育・学習機会の充実
	(4) 国際的な視野に立った男女共同参画の推進
基本目標2 男女がともに参画し、 支えあう環境づくり	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進
	(2) 働く場における男女共同参画の促進
	(3) 仕事と家庭・地域生活の両立支援
	(4) 地域における男女共同参画の促進
	(2) 生涯を通じた男女の健康支援
	(3) すべての人が安心して生活できる支援の充実

3. 進捗状況総括

各施策における平成30年度の取り組み実施状況を、次の4段階で評価しました。

【取り組みごとの評価（達成度）の区分】

- A：90%以上（十分達成している）
- B：70%以上（ある程度達成しているが一部課題が残る）
- C：50%以上（達成が不十分であり改善を要する）
- D：50%未満（達成にはほど遠く見直しを要する）

施策の進捗状況評価（一覧）

基本 目標	基本 施策	取り組み数				
		計	A	B	C	D
1	(1)	5	0	5	0	0
	(2)	2	1	1	0	0
	(3)	3	0	2	1	0
	(4)	2	0	1	1	0
2	(1)	2	0	2	0	0
	(2)	4	1	2	1	0
	(3)	4	2	2	0	0
	(4)	3	0	3	0	0
3	(1)	4	2	2	0	0
	(2)	4	2	2	0	0
	(3)	2	1	1	0	0
全 体		35 (100.0%)	9 (25.7%)	23 (65.7%)	3 (8.6%)	0 (0.0%)

全体ではA「十分達成している」が25.7%、B「ある程度達成しているが一部課題が残る」が65.7%、C「達成が不十分であり改善を要する」が8.6%、D「達成にはほど遠く見直しを要する」が0%です。

計画5年目となる平成30年度は、引き続き、町民の意識づくりのため、啓発物品の作成や、「まつり新宮」や「人権フェスティバル」など多くの町民が集まるイベントでの啓発活動を実施しました。平成30年度から男女共同参画担当が総務課へ変更となり、職員に向けた意識づくりについても、全庁的な働きかけがしやすくなったメリットを生かした、より効果的な啓発や情報提供の方法を検討していく必要があると考えます。

第1次基本計画は最終年度を迎え、各課の自己評価からは、男女共同参画の視点は

定着しつつあることが伺えます。第2次基本計画においては、男女共同参画の視点を持ち、さらに、各分野における男女共同参画に配慮した具体的な取り組みへとつなげることが重要であると考えます。

基本目標 1 男女共同参画の意識づくり

男女共同参画に関する啓発活動とともに、就学前教育、社会教育まであらゆる世代に対して男女共同参画の視点に立った教育・学習を推進し、男女共同参画の意識を育みます。

また、国際的協調の観点から、国際的取り組みの情報収集や国際的な視野に立った人材育成などの男女共同参画の推進を図ります。

◆進捗状況評価（達成度）

評価判定	A	B	C	D
取り組み数	1	9	2	0
%	8.3	75	16.7	0.0

【取り組み概要】

基本施策（1） 男女共同参画についての意識啓発

- 町ホームページに第1次新宮町男女共同参画基本計画の平成29年度実施状況評価について掲載した。
- 役場1階ロビーに、男女共同参画に関する資料（講座やイベントなど）を配架した。
- 男女共同参画の推進を目的とした事業を積極的に町広報誌及び町ホームページに掲載した。
- 啓発物品を作成し「まつり新宮」や「人権講演会」など多くの町民が集まるイベントでの啓発活動を実施した。
- まつり新宮のブースで、男女共同参画に関するパネルを展示した。
- 人権フェスティバル（第2部）において町民意識調査結果の報告を行った。
- 6月の「男女共同参画週間」にあわせ、図書館内特設コーナーにおいて関係図書の展示を行った。

基本施策（2） 男女の人権に関する教育・啓発

- 人権教育・啓発基本方針実施計画を効果的に推進していくために平成 29 年度の評価を実施した。
- 地域分館が主体となり7つの行政区で地域分館人権学習会を開催した。
- 人権課題をとりあげた人権・同和問題指導者学習会、ジュニアスポーツクラブ指導者・保護者人権学習会、体協・文協及び施設利用団体人権同和問題学習会の実施。
- 「心配ごと・福祉なんでも相談」「無料法律相談」を実施した。

基本施策（3） 男女共同参画を推進するための教育・学習機会の充実

- 町立幼稚園の保護者研修会を実施した。
- 教職員に対する人権研修を実施した。
- 男性向け料理教室や親子あそびを開催し、男性の家事・育児参加への意識高揚を図った。

基本施策（4） 国際的な視野に立った男女共同参画の推進

- 国際的視野を持った人材育成に資する研修の情報収集や提供を行った。

【評価（成果や課題）】

- 男女共同参画に関する啓発・情報提供の方法や、条例・計画認知度をあげるための周知方法については、より効果的な方法を常に検討しながら地道に継続していく必要がある。
- 各種講座について、土曜日の講座実施や、ホームページを活用した講座の広報を行っている。男性向け料理教室など、受講者減少がみられたものについては、内容を再検討し、より多くの人に興味をもち挑戦しやすいようさらに工夫を加えていく予定である。

基本目標 2 男女がともに参画し、支えあう環境づくり

政策や方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、地域活動や防災などの新たな分野における男女共同参画を推進します。また、男女が平等に意欲や能力に応じて働けるような環境づくりや、仕事と家庭・地域生活の両立に向けた支援の充実を図ります。

◆進捗状況評価（達成度）

評価判定	A	B	C	D
取り組み数	3	9	1	0
%	23.1	69.2	7.7	0.0

【取り組み概要】

基本施策（1） 政策・方針決定過程への女性の参画促進

○内閣府の調査に基づき、平成30年4月1日現在の各分野における女性の登用について把握した。

審議会等における女性の登用率、25.7%（平成29年度は23.7%）

○農業委員の改選が行われ、11名中2名の女性委員を登用した。

○コミュニティーバス運行協議会の改選が行われ、12名中4名の女性委員を登用した。

○渡船運営委員会において、4名中1名の女性委員を登用した。

○女性の課長を1名増員し、2名となった。

基本施策（2） 働く場における男女共同参画の促進

○商工会など関係団体と連携し、町内事業所への資料の配布や支援制度など情報提供を積極的に行った。

○新宮町企業内人権・同和問題研修推進会議（企同推）総会に参加した事業所に、企業における男女共同参画についてのパンフレットを配布した。

○女性農業委員について、研修等で今後の農業のあり方等を考える機会を提供した。

○子育て女性を支援する就業あっせん事業や町内事業者の求人情報の紹介など、女性が活躍するための情報を発信した。

基本施策（3） 仕事と家庭・地域生活の両立支援

- パパママ教室を開催し、男性の育児への積極的参加を促進した（年4回日曜日開催。沐浴・抱っこの育児体験、男性の妊婦体験）。
- 延長保育、一時保育に加えて平成29年度から病児保育を実施。さらに、平成30年度に病児保育事業実施事業を古賀市と共同で進めており、平成31年度から病児保育の受け皿が増える予定である。多様なニーズに対応できる環境を整備することで、仕事などと子育ての両立を支援した。
- 地域ケア会議や全行政区で地域座談会を実施することにより、各地域の課題、不足するサービス等の把握に努めた。

基本施策（4）地域における男女共同参画の促進

- ふくおか県「翼の会」との町長懇談会を実施し、新宮町での男女共同参画の推進について意見交換を行った。
- 男女共同参画に関するセミナーのパンフレット等を議員に配布した。
- 女性消防団員の防火・防災に対する知識・技能習得を図り、その活動のPRに努めた。

【評価（成果や課題）】

- 審議会等における女性の登用率が2.0%高くなった。また、女性委員の登用について、次期委員の選任の際、女性委員の登用を推進予定という意見が複数の課で見られた。
- 男女のバランスの取れた委員の選任を行い、それぞれの立場から活発な意見が徴取できたという報告が見られた。引き続き、いろいろな分野で政策・施策形成の場への女性の参画を進めていく必要がある。
- 職員の育児休暇取得について、男性職員の育児休暇取得率が0%であるため、啓発の継続とともに、今後、取得にあたって何が問題となっているかなどの調査や分析も必要である。
- 引き続き、災害対応における女性の視点の重要性を啓発し、新たな女性消防団員の育成を図る。

基本目標3 男女が安心して健やかに暮らせる生活への支援

あらゆる暴力・性による差別的行為の根絶に向けて、その被害防止に向けた啓発や、被害者に対する支援体制の充実を図ります。また、性に関する正しい知識の普及や男女の生涯を通じた健康支援とともに、ひとり親家庭・高齢者・障がい者など誰もが安心して暮らせるような生活支援や環境整備を行います。

◆進捗状況評価（達成度）

評価判定	A	B	C	D
取り組み数	5	5	0	0
%	50.0	50.0	0.0	0.0

【取り組み概要】

基本施策（1） 男女間のあらゆる暴力の根絶

- 「かすや地区女性ホットライン」「粕屋地区配偶者暴力相談支援センター」「福岡県女性相談所」など相談窓口について、広報やホームページなどを活用して周知するとともに、窓口においても周知を行った。
- 人権フェスティバル（第2部）において、「パートナーからの暴力について」の町民意識調査結果報告と、相談窓口についての周知を併せて行った。
- DV被害者に関する情報を共有し、情報非開示（非開示申請あり）の徹底について職員へ周知を図り、対策の定期的な見直しや改善を行った。

基本施策（2） 生涯を通じた男女の健康支援

- 小・中学校において、発達段階に応じた生命尊重教育、性教育を実施した。
- マタニティ&ママのつどいやパパママ教室を開催し、妊娠・出産期における健康支援を行った。
- ビギナーズクッキング教室や遊びの会を開催し、育児に関する知識の普及を行った。
- 広報誌に「いきいき子育て」を掲載し情報提供を行った（年6回）。
- 母子健康手帳交付やマタニティ&ママの集いの会、赤ちゃん訪問、乳幼児健診、乳幼児相談などの機会に、母子の健康や今後の妊娠・出産、育児に関する相談に応じた。
- 健康増進を促すため、総合健診において骨粗鬆症健診と歯周病健診を新たに実施した。

基本施策（3） すべての人が安心して生活できる支援の充実

- ひとり親家庭等に対する医療や手当について関係課が連携し、対象者への周知を図った。また、転出入に際し、自治体間での情報提供を行い、対象者へ不利益が生じないよう努めた。
- ひとり親家庭等に対する医療や手当について、広報誌やホームページでの周知に加え、離婚届後に必要な手続きをまとめたチラシを作成して配付、説明を行った。
- 各種福祉制度について、「福祉の手引き」の内容の見直しを行い、最新の情報を掲載したものを作成して対象者への周知を図っている。

【評価（成果や課題）】

- 生涯を通じた健康増進を促すため、引き続き受診しやすい環境の整備や受診項目の見直しなどを行っていく。
- ひとり親家庭等に対する各種制度については、引き続き関係課、自治体間での連携を図っていく。
- 各種福祉制度について、「福祉の手引き」に加えて、ホームページや広報誌を活用して、来庁機会のない方たちへの周知方法も検討していきたい。